

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.2
2011年
6月30日

神奈川県労働 最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855

原告50人！ 6月30日13時に横浜地方裁判所に提訴。その後の記者会見含めて、各地域・組織から50人強参加

6月30日の第一次提訴には目標だった50人ジャストの原告が立ちあがりました。13時の提訴と、その後の記者会見には、原告7人と各地域・単産から50人以上の参加者で埋まりました。原告は7月中に100名を組織して第2次原告団として1次と併合していきます。第1回裁判の期日は、9月以降とのことです。

提訴と記者会見の後、水谷議長と福田(裁判闘争事務局)副議長で、神奈川県労働局に提訴報告の訪問をし、亀田智恵子賃金課長に訴状と声明文(各16部)を手渡し、「7月7日から開催される県最低賃金審議会の委員全員にきちんと渡していただき、今年最賃審議に生かして欲しい」と申し入れました。



人間らしく生き働くことは憲法上の権利
横浜地方裁判所にむけて、原告、弁護団を中心に、支援団体の仲間とともに提訴にむけての行進を行いました。

記者会見で、弁護団と原告が提訴の主旨・思いを語りました。

原告の一人、鈴木洋子さん(写真右)は、11年前に離婚した時、3人の子供は小学校1年、3年、5年生。トリプルワークをして土日、昼夜なく働いても月収22万でした。仕事で子供と接する時間もなくなり働き尽くめでした。2008年と今年に相次いで解雇され、西湘地域合同労組に加入して、闘っています。「最低賃金はせめて千円以上。本当は1500円ぐらいはないと生活はできません。」と訴えました。

田淵弁護士(写真左)からは、訴状の内容について説明がありました。また、52名もの弁護団のうち、当日参加した弁護士(大川、鈴木、高橋、竹中、小賀坂の各氏)の紹介がされました。



